

手続の際の本人確認（番号確認及び身元確認）に必要な書類について

R2. 2. 25 時点

I. 本人からマイナンバーの提供を受ける場合（対面・郵送）

1. 番号確認書類

①通知カード

※記載された氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が住民票に記載されている事項と一致する場合に限る。

②個人番号カード

③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

④①から③までが困難であると認められる場合

ア 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）

イ 住民基本台帳の確認（市町村長）

ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認

エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの）

※自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書など

2. 身元確認書類

①個人番号カード 個人番号カードがあれば、1枚で手続が出来ます。

②運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

③官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、市が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、の記載あり）

ア 税理士証票

イ 写真付きの学生証・身分証明書・社員証・資格証明書(※)

※船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運行管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、認定合格証等）

ウ 戦傷病者手帳

エ カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認

・暗証番号による認証、生体認証、2次元バーコードの読取り

オ 市から送付されるプレ印字申告書等

④①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（i 氏名、ii 生年月日又は住所、の記載あり）

- 1) 写真なしの学生証・身分証明書・社員証・資格証明書・生活保護受給者証・恩給等の証書等
 - 2) 地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書
 - 3) 納税証明書
 - 4) 印鑑登録証明書
 - 5) 戸籍の付票の写し（謄本若しくは抄本も可）
 - 6) 住民票の写し、住民票記載事項証明書
 - 7) 母子健康手帳
 - 8) 給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書、退職所得の特別徴収票、納税通知書
- ⑤①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。
- ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ
 - イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行等された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認
 - ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認
 - エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認
 - オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認

3. 郵送による手続の場合

確認書類の写しの提出による。

II. 代理人からマイナンバーの提供を受ける場合

1. 代理権の確認

- ①法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- ②任意代理人の場合には、委任状
- ③①又は②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類
 - ア 本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載及び押印のある提出書類
 - イ 本人しか持ち得ない書類の提出（例：個人番号カード、健康保険証）

2. 代理人の身元確認

- ①個人の場合、代理人の I - ①～③の書類

- ②法人の場合、登記事項証明書その他の官公署から発行等された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類で個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地の記載あり）
- ③①又は②が困難であると認められる場合は、I-1-④の書類から2つ以上
- ④①又は②が困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等の確認をもって③に代えることができる。

3. 本人の番号確認書類

①本人の個人番号カード又はその写し

②本人の通知カード又はその写し

※記載された氏名、住所、生年月日、性別、個人番号が住民票に記載されている事項と一致する場合に限る。

③本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し

④①から③までが困難であると認められる場合

ア 地方公共団体情報システム機構への確認（個人番号利用事務実施者）

イ 住民基本台帳の確認（市町村長）

ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認

エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類（i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの）

※自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書など

4. 郵送による手続の場合

確認書類の写しの提出による。

Ⅲ. オンライン及び電話での代理人からマイナンバーの提供を受ける場合

- ・個別にお問い合わせ下さい。